

公共下水道を使用する
工場・事業場の皆様へ

— 下水道を守るために —



令和6年4月
仙台市建設局下水道経営部業務課

目 次

お 知 ら せ 最近の法改正等のお知らせです

本 編	頁
はじめに	1
1 下水の排除基準	2
2 除害施設の設置等及び維持管理 阻集器の保守・管理について	3 5
3 水質測定の義務	6
4 報告の徴収	6
5 特定施設に係る届出	6
6 事故時の措置	7
7 立入検査	7
8 改善命令等	7
9 監督処分等	7
10 罰則	7
巻 末 資 料	8
1 下水排除基準一覧表	9
2 下水道法特定施設一覧表	10
3 下水の水質測定の項目及び回数一覧表	17
4 様式第十三 水質測定記録表	18
5 特定施設の設置等の届出（内容別）一覧表	20
6 特定施設の設置等の届出書様式	21
7 特定施設設置届出書及び変更等届出書について	24
8 様式 有害物質等流入事故届出書	26
9 罰則一覧表	27
10 お問い合わせ先	28

お知らせ

下水道法施行令の一部が改正され、 六価クロム化合物の排除基準が強化されました。

令和6年1月4日公布，令和6年4月1日施行

現在，下水道法施行令第9条の4第1項第5号において，特定事業場から公共下水道等に排除される下水に含まれる六価クロム化合物に係る排水基準を定めているところ，今般，六価クロムの人体に対する影響の正確な評価が可能となったことから，環境基本法や水質汚濁防止法といった関係法令に基づく水質基準が強化されることを踏まえ，特定事業場からの下水の基準についても，1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下に強化されます。

○見直し後の特定事業場における六価クロムの下水排除基準

新基準値	0.2mg/L以下	令和6年4月1日から
旧基準値	0.5mg/L以下	令和6年3月31日まで

※業種により暫定基準があります

電気めっき業

暫定排水基準：0.5mg/L 適用期間：3年間（令和9年3月31日まで）

※六価クロム化合物の基準は，仙台市下水道条例により一般事業場についても適用されます。

お知らせ

水質汚濁防止法の暫定排水基準の見直しに伴い下水排除基準が変わります

対象項目： 1, 4 - ジオキサン

○次の環境省令の内容が下水道法の特定施設を設置する業種の下水排除基準に適用されていますが、令和3年5月24日に適用期限を迎え、同年5月25日以降は排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準（以下「一般排水基準」という。）に移行します。

平成30年環境省令第9号（平成30年4月10日公布）の内容

標記項目は暫定的な排水基準を設定しているが、環境省において検討した結果、平成30年5月24日まで暫定排水基準が適用されていた2業種については現行の暫定排水基準を強化し、延長の措置を定める。【適用期間：令和3年（西暦2021年）5月24日まで3年間延長】

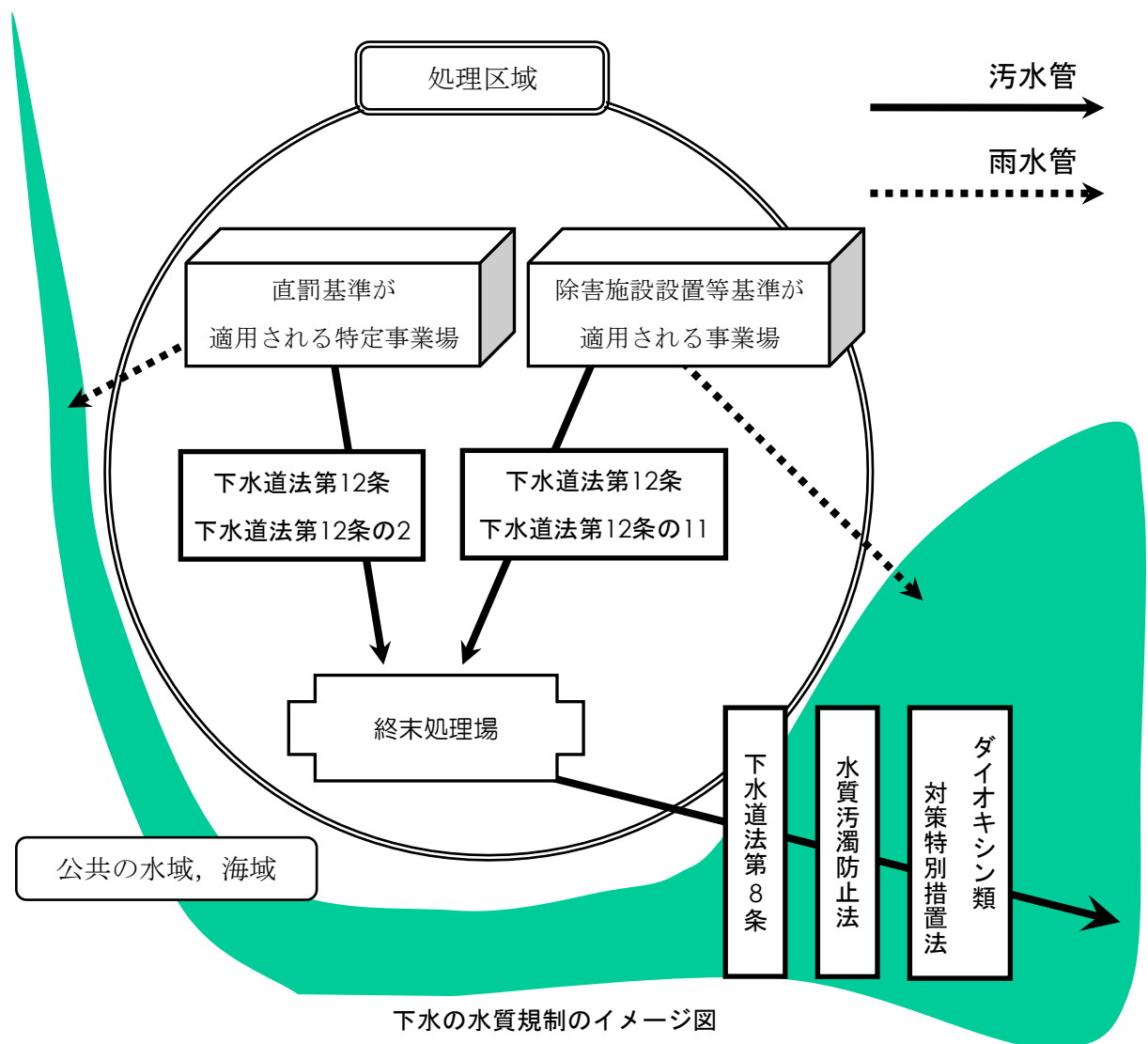
○見直し後の特定事業場における1, 4-ジオキサンの下水排除基準

業種	暫定排水基準 (H30.5.25～R3.5.24)	一般排水基準 (R3.5.25～)
エチレンオキサイド製造業	3 mg/L	0.5 mg/L
エチレングリコール製造業		

なお、上記以外の業種の基準値は 0.5 mg/L です。

はじめに

公共下水道は家庭や事業場からの下水を排除することにより、公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質を保全することを目的としています。事業場の排水の水質管理はこの目的の達成に不可欠なものです。このため、下水道法（以下「法」という）や仙台市下水道条例（以下「条例」という）等により、この排水に対して水質の規制が課せられています。この冊子は、公共下水道を使用する場合の水質規制等について説明しておりますのでご活用ください。



1 下水の排除基準（法第 12 条・法第 12 条の 2・法第 12 条の 11）

以下に、法に規定する排除基準（巻末資料 p.9 参照）に係る条文（仕組み）を説明します。

ただし、本紙においては用語を以下のように定義します。

有害物質：下水道法施行令第 9 条の 4 第 1 項第 1 号から第 27 号および第 34 号に掲げる物質、

下水道法施行令第 9 条の 5 第 1 項第 1 号に掲げる物質

一律環境項目：下水道法施行令第 9 条の 4 第 1 項に掲げる物質の内、上記有害物質を除く物質

条例項目：温度、pH、BOD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、沃素消費量

(1) 法第 12 条 条例第 10 条の 2（除害施設の設置等）

悪質下水を排除する場合は、それを除去するために除害施設を設けるか又は必要な措置を行うことが義務付けられています。これは、下水道施設の機能を保全するための規制です。

(2) 法第 12 条の 2 条例第 10 条（特定事業場からの下水の排除の制限）

特定施設（巻末資料 p.10～16 参照）を設置する事業場（特定事業場）のうち、日平均排水量が 50m³ 以上若しくは有害物質を取り扱う事業場は、排除基準に適合しない下水の排除が禁止されており、基準を超えた下水を公共下水道に排除した場合は、過失であっても、その違反行為に対して、罰則の規定があります（直罰規制）。これは、終末処理場放流水の水質を確保するための規制です。

(3) 法第 12 条の 11 条例第 11 条（除害施設の設置等）

特定事業場のうち上記(2) 以外の特定事業場、又は一般事業場（特定事業場以外の事業場）から排除される下水が排除基準に適合しない場合は、除害施設の設置又は必要な措置を行うことが義務付けられています。これは、(2)と同様、終末処理場放流水の水質を確保するための規制です。

表 下水道法の水質規制の目的と仕組み

水質規制の目的	下水道施設の機能保全	終末処理場の放流水の水質確保		
		直罰基準 (排除制限)		除害施設設置等基準 (排除基準)
水質規制の分類	除害施設設置等基準 (排除基準)			除害施設設置等基準 (排除基準)
対象事業場	全て	日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業場	日平均排水量 50m ³ 未満の特定事業場	上記(2)以外の特定事業場 一般事業場
主な排除基準の項目	温度、pH、ノルマル ヘキサン抽出物質含 有量、沃素消費量	温度、沃素消費量 以外の条例項目、一律 環境項目、有害物質	アンモニア性窒素等 含有量、カドミウム 等の有害物質	沃素消費量 以外の条例項目、一律 環境項目、有害物質
法令	法第 12 条 政令第 9 条 条例第 10 条の 2	法第 12 条の 2 政令第 9 条の 4 政令第 9 条の 5 条例第 10 条		法第 12 条の 11 政令第 9 条の 10 政令第 9 条の 11 条例第 11 条

2 除害施設の設置等及び維持管理

事業場から発生する悪質下水の処理方法として、「除害施設を設置し処理すること」や「濃厚廃液等を回収し処分すること」があります。しかし、除害施設を設置等さえすれば処理できるというのではなく、日常の保守・点検・調整等の維持管理が適切でなければその機能が十分に発揮できません。以下に、除害施設等維持管理の留意事項や代表的な各設備機器等の保守点検事項のポイントを挙げますので参考にしてください。

◇ 維持管理の留意点

- (1) 水質管理の責任者を選任するとともに、現場で異常が発見された場合、水質管理の責任者に速やかに報告し、措置できる体制とする。
- (2) 運転管理日報等を作成し、保守・点検・調整等の内容を記録する。
- (3) 定期的に流入水・放流水の流量や水質を確認する。また、目視や簡易検査、水質計器の結果を記録し、その管理目標値を設定する。この値を逸脱した場合の措置について手順書・フローシート等を作成する。
- (4) 除害施設は適切な頻度で清掃を行い、委託する場合は責任者が立ち会う。
- (5) 廃液等の回収処分をする際には、確実に回収されているか点検し、回収した廃液の種類、量を記録する。
- (6) 除害施設の清掃等で発生した汚泥や回収した廃液等の処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理する（委託する場合はマニフェストで処理状況を確認する）。
- (7) pH 計の電極等付属機器類の老朽化を考慮して策定した中長期計画に基づき、定期点検等を実施する。

◇ 各設備機器等の保守点検事項

(1) スクリーン槽

後段の設備にきょう雑物を流さないようにするため、毎日清掃する。グリース阻集器を使用する場合等の維持管理については p.5 を参照。

(2) 沈殿槽・油脂分離槽・油水分離槽

沈殿物、油脂類等の堆積により、滞留時間の不足や有機性沈殿物の腐敗に繋がらないよう、定期的に清掃する。清掃後は清浄な水で満水にしてから使用する。

(3) 吸着槽

吸着材に吸着できる油の容量が決まっているため、定期的に交換する。

※吸着剤によっては耐用日数の短いものもあります。

(4) 流量調整槽・原水槽・計量槽

後段の設備に適切に送水するため、流入水の量及び水質の変動を確認する。また、ごみやスカム等の異物によるフロートスイッチやレベルスイッチの誤作動防止のため、定期的に清掃する。

(5) 中和槽・化学反応槽

pH 電極及び薬品注入装置等は、毎日保守点検する。

pH 計等の測定機器は、週 1 回校正、洗浄する。

(6) ばっ気槽等

生物処理機能の適性維持のため、汚水の負荷、活性汚泥の状態及び散気の状態等を毎日点検する。

阻集器の保守・管理について



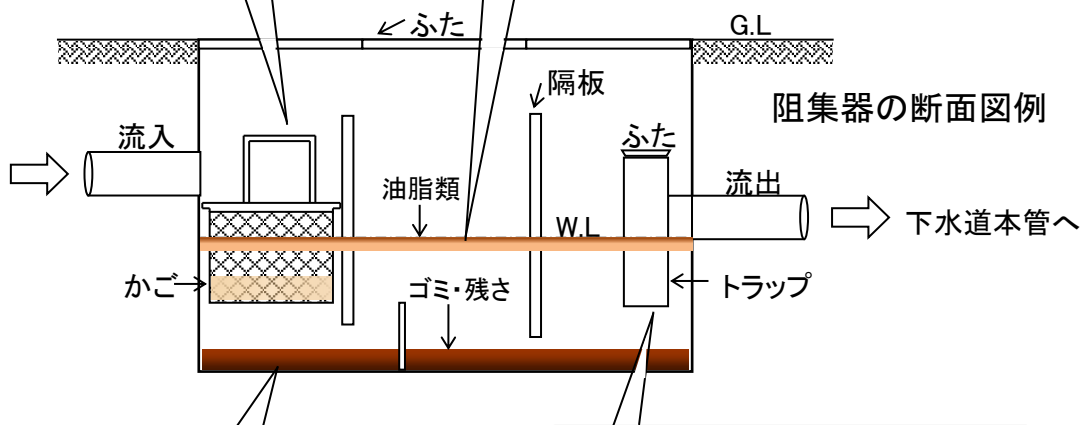
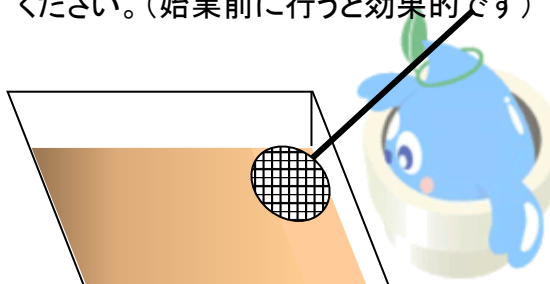
阻集器設置後管理が悪いと、排水管が詰まったり、作業場が不衛生な環境になることがあります。

下図の方法を目安にして清掃してください。
※①、②の作業は毎日1回おこなってください。

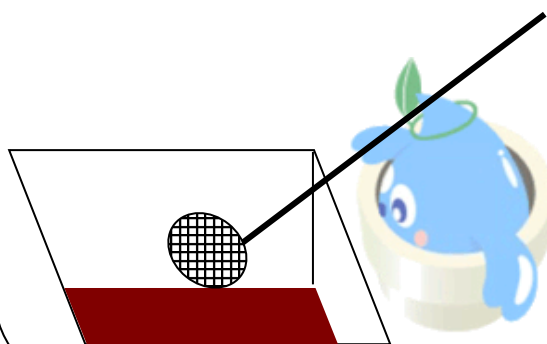
① かごが目詰まりしないように毎日1回かごを取り外し、溜まったゴミをよく水気を切って処理してください。



② 水面に浮いている油脂類を毎日1回、網などですくい取り、よく水気を切って処理してください。(始業前に行くと効果的です)

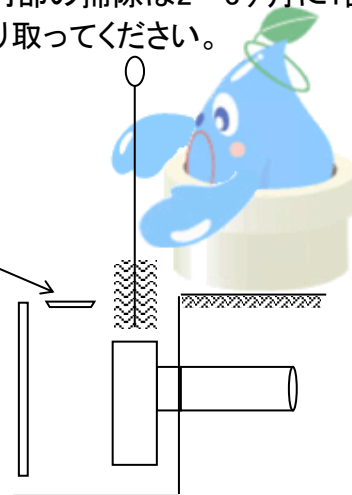


③ 底に沈んでいるゴミ・残さは1週間に1回網などですくい取り、よく水気を切って処理してください。



④ トラップ内部の掃除は2~3ヶ月に1回ブラシなどでこすり取ってください。

(閉め忘れると下水道本管の臭いが逆流してきます)
掃除後ふたを閉めること



※ 清掃で発生した油脂類及びゴミ・残さは、下水道へ流すことはできません。廃棄物に関する許可業者に委託して適切に処理してください。

3 水質測定の義務（法第 12 条の 12）

公共下水道を使用する特定事業場の皆様は、その事業場から排除される下水の水質を定期的に測定（巻末資料 p.17 参照）してその結果を記録表（巻末資料 p.18 参照）に記入し、5 年間保存するよう義務付けられています。この結果をもとに、除害施設等の機能チェックに活用して下さい〔基準を超えた場合はその原因を確認しそれを取り除き、その旨を記録表の備考欄に記入し除害施設等の維持管理をして下さい。（巻末資料 p.19 参照）〕。

4 報告の徴収（法第 39 条の 2）

公共下水道管理者が必要と認めるときは、次の事項について報告してください。その際には、速やかに回答を提出されるようお願いいたします。なお、事業活動の休止等による理由で指定された報告ができない場合は、代わりに「理由書」を提出して下さい。また、正当な理由なく報告の徴収に応じない場合は、罰則の規定があります。

- ① 事業場の状況等
- ② 排除下水の水質
- ③ 除害施設等
- ④ 廃液、汚泥等の処理状況（マニフェスト等）

5 特定施設に係る届出（法第 12 条の 3～第 12 条の 8）

特定施設を有する事業場の皆様は、施設の設置及び変更等を行う際に、届出が必要です（巻末資料 p.20 参照）。

なお、施設の設置又は構造等の変更に係る事項については、届出受理の日から 60 日間を経過した後でなければ実施できません（実施の制限）。これは、届出内容の審査により、計画変更命令等が出された場合に工事のやり直しを避けるためです。ただし、届出内容が相当であると認められたときは、認められた日以降に、工事等を実施することができます（実施制限期間の短縮）。

届出書の様式は、仙台市ホームページ（アドレス <https://www.city.sendai.jp/>）トップページ（ホームページ）の「事業者向け情報」→「申請書・届出書 ダウンロード」→「下水道」→「特定施設に係る届出」の順にクリックすると入手できます。

※ 届出書の様式は各業種（事業場）の共通事項のみ掲載しておりますので、ご不明な点は、建設局下水道経営部業務課水質管理センター（巻末資料 p.28 参照）にお問い合わせ下さい。

6 事故時の措置（法第 12 条の 9）

直罰基準が適用される特定事業場において、有害物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生した場合は、応急措置を講じるとともに、速やかに事故内容の届出が必要です。

なお、適切な応急の措置が講じられていない場合には、公共下水道管理者は事業場に対し応急の措置を命ずることができます。また、応急の措置の命令に違反した場合は、罰則の規定があります。

7 立入検査（法第 13 条）

公共下水道管理者は、必要な限度において事業場へ立ち入り、検査できることとなっています。

立入検査の際は、事業場からの下水の排除の状況を確認するために、排水の水質検査を行うとともに、事前に提出された届出内容に基づき特定施設、排水設備、除害施設の稼働状況、廃液、汚泥等の処理状況を検査します。

水質検査の結果、下水の排除基準を超過した場合は、注意書や警告書による行政指導を行います（その程度が著しい場合、悪質な場合等は下水道法に基づき措置します）。

警告書による指導に際しては、改善計画書等を提出していただきます。

なお、立入検査を拒否等した場合は、罰則の規定があります。また、立入検査の事前の通知は行いません。

8 改善命令等（法第 37 条の 2）

公共下水道管理者は、直罰基準が適用される特定事業場から基準に適合しない下水が排除されるおそれがある場合には、改善命令及び停止命令を出すことができます。

9 監督処分等（法第 38 条）

公共下水道管理者は、事業場から基準に適合しない下水を排除した場合等には、必要な措置を命ずることができます。

10 罰則（法第 44 条～第 51 条）

公共下水道管理者の改善命令等に従わない場合や必要な届出を行わない場合等には、それらの違反行為に対して、罰則が規定されています（巻末資料 p.27 参照）。

雨水対策について

都市化の進展に伴い、都市型洪水の問題が起きています。仙台市では、雨水流出抑制実施要綱を定め、浸水対策重点実施地区では道路（歩道）の舗装を透水性にしたり、公共施設に浸透ます等を設置しています。民間施設での雨水浸透施設等設置についてもご協力をお願いします。

分流区域では、雨水を汚水管に排除することはできません。

巻末資料

- 1 下水排除基準一覧表
- 2 下水道法特定施設一覧表
- 3 下水の水質測定的项目及び回数一覧表
- 4 様式第十三 水質測定記録表
- 5 特定施設の設置等の届出（内容別）一覧表
- 6 特定施設の設置等の届出書様式（様式第六、第八、第十）
- 7 特定施設設置届出書及び変更等届出書について
- 8 様式 有害物質等流入事故届出書
- 9 罰則一覧表
- 10 お問い合わせ先

1 下水排除基準一覧表

令和6年4月1日現在

対象物質又は項目		排水量		対象事業場		特 定 事 業 場		一 般 事 業 場	
				50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
条 例 で 定 め る 基 準	条 目	温度		45℃未満	45℃未満	45℃未満	45℃未満	45℃未満	45℃未満
		水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満	5を超え12未満	5を超え9未満	5を超え12未満	5を超え9未満	5を超え12未満
		生物学的酸素要求量(BOD)		600未満	1,200未満	600未満	1,200未満	600未満	1,200未満
		浮遊物質質量(SS)		600未満	1,200未満	600未満	1,200未満	600未満	1,200未満
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		鉱油類	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下
				動植物油脂類	30以下	150以下	30以下	150以下	150以下
窒素消費量		220未満	220未満	220未満	220未満	220未満	220未満		
政 令 で 定 め る 一 律 基 準	一 律 環 境 項 目	フェノール類		5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下
		銅及びその化合物		3以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下
		亜鉛及びその化合物		2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下
		鉄及びその化合物(溶解性)		10以下	10以下	10以下	10以下	10以下	10以下
		マンガン及びその化合物(溶解性)		10以下	10以下	10以下	10以下	10以下	10以下
		クロム及びその化合物		2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下
政 令 で 定 め る 一 律 基 準	有 害 物 質	カドミウム及びその化合物		0.03以下		0.03以下		0.03以下	
		シアン化合物		1以下		1以下		1以下	
		有機リン化合物		1以下		1以下		1以下	
		鉛及びその化合物		0.1以下		0.1以下		0.1以下	
		六価クロム化合物		0.2以下		0.2以下		0.2以下	
		砒素及びその化合物		0.1以下		0.1以下		0.1以下	
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005以下		0.005以下		0.005以下	
		アルキル水銀化合物		検出されないこと		検出されないこと		検出されないこと	
		ポリ塩化ビフェニル		0.003以下		0.003以下		0.003以下	
		トリクロロエチレン		0.1以下		0.1以下		0.1以下	
		テトラクロロエチレン		0.1以下		0.1以下		0.1以下	
		ジクロロメタン		0.2以下		0.2以下		0.2以下	
		四塩化炭素		0.02以下		0.02以下		0.02以下	
		1,2-ジクロロエタン		0.04以下		0.04以下		0.04以下	
		1,1-ジクロロエチレン		1以下		1以下		1以下	
		シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4以下		0.4以下		0.4以下	
		1,1,1-トリクロロエタン		3以下		3以下		3以下	
		1,1,2-トリクロロエタン		0.06以下		0.06以下		0.06以下	
		1,3-ジクロロプロペン		0.02以下		0.02以下		0.02以下	
		チウラム		0.06以下		0.06以下		0.06以下	
		シマジン		0.03以下		0.03以下		0.03以下	
		チオベンカルブ		0.2以下		0.2以下		0.2以下	
		ベンゼン		0.1以下		0.1以下		0.1以下	
		セレン及びその化合物		0.1以下		0.1以下		0.1以下	
ほう素及びその化合物		10(230)以下		10(230)以下		10(230)以下			
ふっ素及びその化合物		8(15)以下		8(15)以下		8(15)以下			
1,4-ジオキサン		0.5以下		0.5以下		0.5以下			
ダイオキシン類		10以下		10以下		10以下			
条		アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380未満		380未満		380未満	

- (備考) 1 単位は「水素イオン濃度」はなく、「ダイオキシン類」はpg-TEQ/ℓ, その他はmg/ℓです。
- 2 内は直罰規制に係る排除基準です。
- 3 内は除害施設の設置等の義務に係る排除基準です。
- 4 排水量は、1年当たりの公共下水道へ排出される下水の量を、事業場の稼働日数で除したものとします。
- 5 「ダイオキシン類」については、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置している事業場に対して直罰規制に係る排除基準が、また、それ以外の事業場に対しては、終末処理場の放流水についてダイオキシン類の排出基準が定められている場合に除害施設の設置等の義務に係る排除基準が適用されます。
- 6 「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の()内の排除基準は海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用されます。
- 7 「亜鉛及びその化合物」、「六価クロム化合物」、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量」は業種により暫定基準が設けられています。
- 8 「条」: 「アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量」は仙台市下水道条例により基準値を定めています。

2 下水道法特定施設一覧表 (令和6年3月31日現在)

下水道法に規定する特定施設とは、水質汚濁防止法に規定する特定施設とダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設のことをいいます。

(1)水質汚濁防止法特定施設 (水質汚濁防止法施行令別表第1)

1	鉱業又は水洗炭業 (イ) 選鉱施設 (ロ) 選炭施設 (ハ) 坑水中和沈でん施設 (ニ) 掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業 (イ) 豚房施設(豚房総面積 50m ² 以上) (ロ) 牛房施設(牛房総面積 200m ² 以上) (ハ) 馬房施設(馬房総面積 500m ² 以上)
2	畜産食料品製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設(洗びん施設を含む) (ハ) 湯煮施設
3	水産食料品製造業 (イ) 水産動物原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 脱水施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 湯煮施設 (ニ) 濃縮施設 (ホ) 精製施設 (ヘ) ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設(流送施設を含む) (ハ) ろ過施設 (ニ) 分離施設 (ホ) 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設(洗びん施設を含む) (ハ) 搾汁施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設 (ヘ) 蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 真空濃縮施設 (ホ) 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 分離施設
13	イースト製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業 (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 洗浄施設(流送施設を含む) (ハ) 分離施設 (ニ) 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 湯煮施設 (ハ) 洗浄施設
18の3	たばこ製造業 (イ) 水洗式脱臭施設 (ロ) 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業 (イ) まゆ湯煮施設 (ロ) 副蚕処理施設 (ハ) 原料浸せき施設 (ニ) 精練機及び精練そう (ホ) シルケット機 (ヘ) 漂白機及び漂白そう (ト) 染色施設 (チ) 薬液浸透施設 (リ) のり抜き施設

20	洗毛業 (イ) 洗毛施設 (ロ) 洗化炭施設
21	化学繊維製造業 (イ) 湿式紡糸施設 (ロ) リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ) 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業 (イ) 湿式バーカー (ロ) 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業 (イ) 湿式バーカー (ロ) 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業 (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 湿式バーカー (ハ) 砕木機 (ニ) 蒸解施設 (ホ) 蒸解廃液濃縮施設 (ヘ) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト) 漂白施設 (チ) 抄紙施設(抄造施設を含む) (リ) セロハン製膜施設 (ヌ) 湿式繊維板成型施設 (ル) 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業 (イ) 自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ) 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業 (イ) ろ過施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 水洗式破碎施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設 (ホ) 湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業 (イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
27	前号以外の無機化学工業製品製造業 (イ) ろ過施設 (ロ) 遠心分離機 (ハ) 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ) 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ) 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ) 青酸製造施設のうち、反応施設 (ト) よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 (チ) 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ) バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ) 廃ガス洗浄施設 (ル) 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業 (イ) 湿式アセチレンガス発生施設 (ロ) さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 (ハ) ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 (ニ) アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 (ホ) 塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ) クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業 (イ) ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ) 静置分離器 (ハ) タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(5・10・13以外) (イ) 原料処理施設 (ロ) 蒸りゅう施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) ろ過施設
31	メタン誘導品製造業 (イ) メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 (ロ) ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ) フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業 (イ) ろ過施設 (ロ) 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業 (イ) 縮合反応施設 (ロ) 水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 静置分離器 (ホ) 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 (ヘ) ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 (ト) 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ) ポリブデンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ) 廃ガス洗浄施設 (ヌ) 湿式集じん施設

34	合成ゴム製造業 (イ) ろ過施設 (ロ) 脱水施設 (ハ) 水洗施設 (ニ) ラテックス濃縮施設 (ホ) スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業 (イ) 蒸りゅう施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業 (イ) 廃酸分離施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
37	石油化学工業(31・32・33・34・35・36・51以外で石油又は石油副生ガス中の炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業) (イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設 (ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 (ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 (ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 (チ) エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 (リ) 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 (ヌ) シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (オ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 (ワ) プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (ヨ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ) 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業 (イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く)
39	硬化油製造業 (イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設
41	香料製造業 (イ) 洗浄施設 (ロ) 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
46	有機化学工業製品製造業(28～45以外) (イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業 (イ) 動物原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 分離施設 (ニ) 混合施設(Cd, CN, 有機燐, Pb, Cr, As, Hg, PCB, トリクロロチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレンを含有する物を混合するもの) (ホ) 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設(47の(ニ)のカッコ内に掲げる物質を含有する試薬)
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む) (イ) 脱塩施設 (ロ) 原油常圧蒸りゅう施設 (ハ) 脱硫施設

	(ニ) 揮発油, 灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ) 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業, ゴムホース製造業, 工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く), 更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業, ゴム手袋製造業, 糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業 (イ) 洗浄施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) タンニンづけ施設 (ニ) クロム浴施設 (ホ) 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業 (イ) 研摩洗浄施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業 (イ) 抄造施設 (ロ) 成型機 (ハ) 水養生施設(蒸気養生施設を含む)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む)の精製業 (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設 (ハ) 酸処理施設 (ニ) 脱水施設
59	砕石業 (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業 (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (ハ) 圧延施設 (ニ) 焼入れ施設 (ホ) 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業 (イ) 還元そう (ロ) 電解施設(溶融塩電解施設を除く) (ハ) 焼入れ施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設 (ヘ) 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む) (イ) 焼入れ施設 (ロ) 電解式洗浄施設 (ハ) カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち, 廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業 (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む)
64 の 2	水道施設(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 8 項に規定するものをいう), 工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 2 条第 6 項に規定するものをいう)又は自家用工業用水道(同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう)の施設のうち, 浄水施設(浄水能力が 10,000m ³ /日以上)であって, 次に掲げるもの (イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
※1 66	電気めっき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設 (前各号に該当するものを除く)
※2 66 の 3	旅館業(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって, 次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗たく施設 (ハ) 入浴施設
66 の 4	総床面積が 500m ² 以上の共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 6 条に規定する施設をいう)に設置されるちゅう房施設
66 の 5	総床面積が 360m ² 以上の弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設
66 の 6	総床面積が 420m ² 以上の飲食店(66 の 7 及び 66 の 8 に掲げるものを除く)に設置されるちゅう房施設
66 の 7	総床面積が 630m ² 以上のそば店, うどん店, すし店のほか, 喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(66 の 8 に掲げるものを除く)に設置されるちゅう房施設

66 の 8	総床面積が 1,500m ² 以上の料亭, バー, キャバレー, ナイトクラブその他これに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし, 又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう)で病床数が 300 以上であるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
※3 69 の 2	卸売市場(卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。) (主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で, その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者, 水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。) に設置される施設であって, 次に掲げるもの(水産物に係るものに限り, これらの総面積が 1,000m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (イ) 卸売場 (ロ) 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 3 条第 14 号に規定するものをいう)
70 の 2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 77 条に規定するものをいう)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が 800m ² 未満のもの及び 71 に掲げるものを除く)
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する研究, 試験, 検査又は専門教育を行う以下の 1~13 の事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって, 次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 焼入れ施設 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く) 2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く) 3. 学術研究(人文科学のみに係るものを除く)又は製品の製造若しくは技術の改良, 考案, 若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(1・2 に該当するものを除く) 4. 農業・水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校, 高等専門学校, 専修学校, 各種学校, 職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物検疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するものをいう)である焼却施設
71 の 4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう)のうち, 次に掲げるもの (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条第 1 号, 第 3 号から第 6 号まで, 第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって, 国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く)をいう)が設置するもの (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
71 の 5	トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く)
71 の 6	トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く)
72	し尿処理施設 (建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く)の処理施設(72・73 以外)

※1 66 電気めっき施設について

電気めっきの工程に含まれる洗浄, 酸処理等は 65 による届出は必要ありません。

※2 66 の 3 旅館業について

下水道法では, 旅館業の用に供する(イ)ちゅう房施設, (ロ)洗たく施設, (ハ)入浴施設(温泉を利用するものを除く)については, 特定施設に関する規制および設置等の届出等の対象から除かれています(下水道法施行令第 9 条の 2)。

(2)ダイオキシン類対策特別措置法水質基準対象施設

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2)

番号	特定施設の種 類
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、 廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、 廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、 廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、 次に掲げるもの (イ)硫酸濃縮施設 (ロ)シクロヘキサン分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、 次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、 次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)乾燥施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、 次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ [3・2-b:3'・2'-m] トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、 次に掲げるもの (イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ)ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (ニ)熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、 次に掲げるもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、 集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、 次に掲げるもの (イ)精製施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリによる抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、 次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)精製施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
15	廃棄物焼却施設(火床面積 0.5m ² 以上又は焼却 50kg/時以上)の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設

16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号に掲げる施設
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成 6 年政令第 308 号）別表 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる物質を言う。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)プラズマ反応施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第 1 号から第 17 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

3 下水の水質測定的项目及び回数一覧表

水質測定的项目は、特定事業場で使用する原材料及び薬品等（除害施設に使用するものを含む）に応じた判断して下さい。また、水質測定回数は、下記測定項目に応じた頻度で実施して下さい。なお、下記の測定項目の他に、除害施設の運転管理等で測定する場合は、必要に応じて実施して下さい。

(1) 水質汚濁防止法に規定する特定施設

区分	測定項目		測定回数
有害物質	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1,4-ジオキサン		1 箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上
	一律環境項目	フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物	
条例項目	生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）、沃素消費量	排水量 50m ³ /日以上	3 箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上
		排水量 50m ³ /日未満	6 箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）、 「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量」		3 箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上
	温度、水素イオン濃度		14 日を超えない排水の期間ごとに1回以上

※測定回数の根拠：下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）第 15 条第 2 号ただし書きの規定により定めた「下水の水質測定回数を定める基準（平成 13 年 2 月 27 日下水道局長決裁）」

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

測定項目	測定回数
ダイオキシン類	1年に1回以上

《 記 入 例 》

様式第十三（第十五条関係）

事業場名 株式会社 〇〇〇〇〇

水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m ³ /日)				pH	BOD	SS	ノルマルヘキサ ン 抽出物質含有量	
〇〇年4月5日 9:00	最終槽	55	8:00~17:00	仙台太郎	榊△△△	7.7	180	100	50	4.19に検査結果が判明した。 排除基準超過の原因は、油脂分離槽の汚れが著しかった為と考えられる。 油脂分離槽の清掃は、4.20に実施した。
〇〇年4月12日 10:00	〃	65	6:00~15:00	青葉花子	青葉花子	8.1				
〇〇年4月19日 10:00	〃	40	6:00~12:00	〃	〃	7.5				
〇〇年4月22日 12:00	〃	70	6:00~17:00	仙台太郎	榊△△△	7.3	130	60	12	油脂分離槽清掃後の翌日に水質検査したところ、 排除基準内であった。 濃厚廃油回収を社内で改めて徹底するとともに、 除害施設の点検頻度を上げて、 日報に記入するように改善した。
事業場全体の排水量を記入して下さい。 排水量の把握が困難な場合は、当該期間の 水道使用量等を稼働日数で除して下さい。		検査を委託している場合は、 検査成績書の数値をこの様式に正確に転記して下さい。 なお、自主検査報告時には、 検査成績書を添付する必要はありません。								排除基準を遵守できなかった場合は、 備考欄に原因と対策等を記入して下さい。

備考

- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
- 2 ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて
下水の水質の検定方法等に関する省令第9条に規定するところにより2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラ-ジオキシンの量に換算した数値で行うこと。
(5年間保存すること)

5 特定施設の設置等の届出（内容別）一覧表

届出を必要とする場合	特定施設を設置しようとするとき	新たに特定施設として指定されたとき	特定事業場が公共下水道の使用を開始したとき	既に届出をした事項を変更しようとするとき	全ての特定施設の使用を廃止したとき	既に届出した事項に変更があったとき	既に届出した特定施設を譲り受け又は借り受けたとき
届出書類（様式）	特定施設設置届出書 (様式第六)	特定施設使用届出書 (様式第七)	特定施設使用届出書 (様式第七)	特定施設の構造等変更届出書 (様式第八)	特定施設使用廃止届出書 (様式第十一)	氏名変更等届出書 (様式第十)	承継届出書 (様式第十二)
根拠法	法第12条の3第1項	法第12条の3第2項	法第12条の3第3項	法第12条の4	法第12条の7	法第12条の7	法第12条の8第3項
届出期限	着工の60日前	30日以内	30日以内	着工の60日前	30日以内	30日以内	30日以内
届出内容	1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 工場又は事業場の名称及び所在地 3 特定施設の種類及び数量 4 特定施設の規模及び構造 5 特定施設の使用の方法 6 特定施設から排出される汚水の処理の方法及び排出経路 7 公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統			左欄の3から7までの事項で変更しようとするもの	使用を廃止した特定施設	第1欄1及び2の事項で変更したもの	承継の内容（譲り受け、借用、相続、合併、分割）
摘要	受理書が交付される。 実施の制限を受ける。			受理書が交付される。 実施の制限を受ける。			

特定施設設置届出書

年 月 日

仙台市公共下水道管理者
仙 台 市 長 殿

電話番号 ()

申請者 住 所

名称（法人名）

代表者

下水道法第12条の3第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		* 整理番号	
工場又は事業場の所在地		* 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		* 施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙のとおり。	* 審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	* 備 考	
△ 汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△ 下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 *印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

特定施設の構造等変更届出書

年 月 日

仙台市公共下水道管理者
仙 台 市 長 殿

電話番号 ()

申請者 住 所

名称（法人名）

代表者

下水道法第12条の4の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		* 整理番号	
工場又は事業場の所在地		* 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		* 施設番号	
△特定施設の構造（特定施設の使用方法，汚水の処理の方法，下水の量及び水質，用水及び排水の系統）	別紙のとおり。	* 審査結果	
		* 備考	

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 *印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照されるものとする。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

氏名変更等届出書

年 月 日

仙台市公共下水道管理者
仙 台 市 長 殿

電話番号 ()

申請者 住 所

名称（法人名）

代表者

氏名（名称，住所，所在地）に変更があったので，下水道法第12条の7の規定により，次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		* 整理番号	
			* 受理年月日	年 月 日
	変更後		* 施設番号	
変更年月日		年 月 日	* 備考	
変更の理由				

備考

- 1 *印の欄は，記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは，日本産業規格 A4 とすること。

7 特定施設設置届出書及び変更等届出書について

1 下水道法の特定施設に関する届出書については以下のとおりです。なお、届出が必要となるのは事業場に下水道法第11条の2第2項に規定する次の施設を設置するとき、又は、届出済で施設に関する事項を変更する場合があります。

- (1) 水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる特定施設
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2に掲げる特定施設

2 届出書の提出先及び部数

下水道処理区域	提出先	部数※1
合流区域※4 (汚水及び雨水を汚水管へ排除)	建設局下水道経営部(水質管理センター)	1
分流区域※3 (汚水は汚水管へ、雨水は雨水管等へ排除)	建設局下水道経営部(水質管理センター)	1
流域下水道※2 (排除の形態は分流区域と同様)	① 建設局下水道経営部(水質管理センター) ② 流域下水道管理者(水質管理センターから流域下水道管理者へ提出)	2

※1 提出部数は上記のとおりですが、届出書の写しを事業場で保管し、届出内容を確認できるようにしてください。(構造等変更届の際、前回の内容が必要となる場合があります。)

※2 仙塩流域関連公共下水道区域(七北田川の北側の区域)及び阿武隈川下流流域関連公共下水道区域(名取川の南側の区域)をいいます。

環境局環境対策課水質係への届出(水質汚濁防止法に基づく届出)

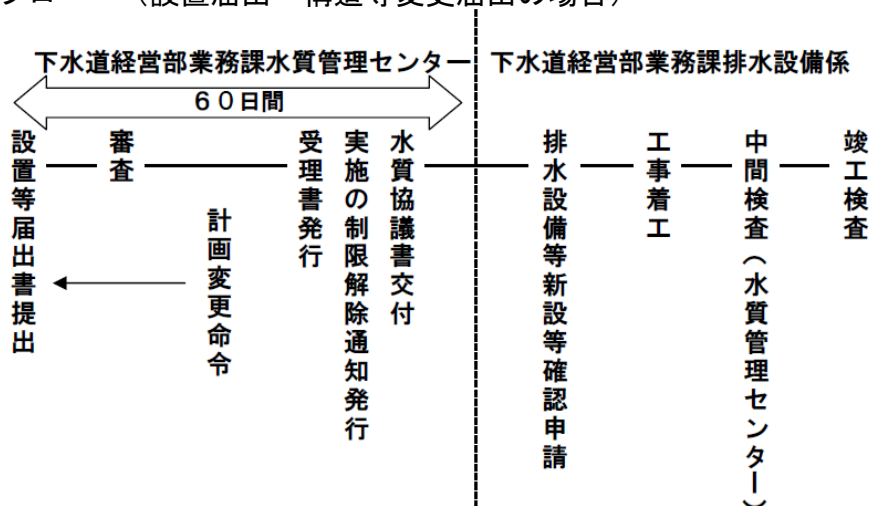
※3 分流区域の雨水管等は河川等に直接排水しており、水質汚濁防止法上公共用水域とされていますので、水質汚濁防止法に基づく届出も必要になります。

※4 合流区域であっても有害物質を使用している場合は、届出が必要な場合があります。

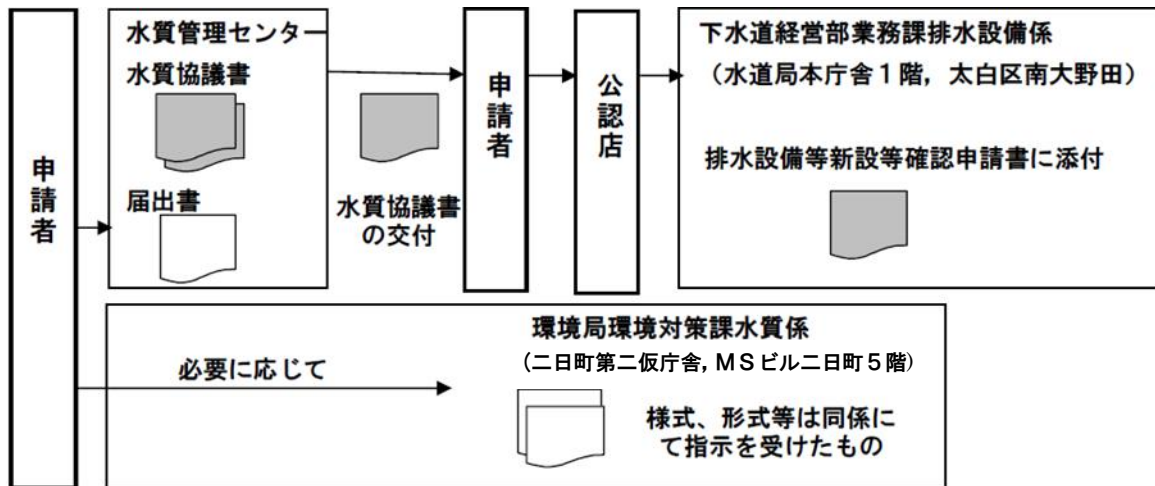
3 水質協議書について(2部)

下水道に接続する場合又は排水設備に変更がある場合に作成します。変更のない場合は作成しません。公認店でおこなう排水設備等新設等確認申請及び中間検査の際に必要な書類です。

4 届出のフロー(設置届出・構造等変更届出の場合)



事例



5 届出事項の記載について

届出書の記載事項については下水道法に基づいて記載様式を別紙1から別紙7まで用意しております。これを参考にしてください。

なお、この様式の記入欄に明記できない場合又は特定施設等の資料については、下表を参考のうえ届出書に添付してください。

対象	添付書類	作成上の注意
別紙1	事業場の案内図	位置図
	届出の概要 (記入欄が足りない場合)	設置届出書は設置の概要、構造等変更届出書は変更する前と後の内容について記入(形式自由)
別紙2	特定施設一覧表 (届出書の記入欄が足りない場合)	型式、構造、主要寸法、能力、数量を明記する
	特定施設の構造図又はカタログ (無ければ写真をつけても良い)	必要のあるもの
	特定施設及び関連施設の配置図	番号を特定施設と一致するものを付す
	床面積算出表及び図面	面積要件があるもの
別紙3	操業の系統	特定施設の使用状況について記入する (フローシート)
	原材料の種類	原材料及び使用薬品(除害施設で使用するものを含む)の成分表
別紙4	構造及び寸法	除害施設の平面図及び断面図
	能力	除害施設の設計計算書(除害対象水量等)
	処理の系統	処理方法について記入する(フローシート)
	集水及び導水の方法	排水系統図(必要があれば縦管図)
	廃液等処理委託計画書	廃液を回収している場合
別紙5	下水の水質及び量	下水の水質は生活排水の影響を除く 下水の量は下水に排除する全ての量を記載する
別紙6	用水及び排水の系統	事業場平面図 (公共ますの位置及び放流先を明示する)
別紙7	排水量の根拠	水道検針履歴等
構造等変更届	変更の概要	変更する前と後の内容について記入(形式自由)

有害物質等流入事故届出書

年 月 日

(あて先)
 仙台市公共下水道管理者
 仙 台 市 長

届出者 住所

氏名
 (法人名・代表者名)

下水道法第12条の9第1項の規定により、事故の状況及び事故に対して講じた措置について、次のとおり届け出ます。

特定事業場	名 称				
	所在地	仙台市 区			
	担当者	所属部署名		氏 名	
		TEL		FAX	
事故 状 況	事故の発生日時	年 月 日 時 分			
	事故の発生場所				
	下水道に流入した有害物質等の種類				
	下水道への流入 物質量 (推定)	mg・g・kg (負荷量として)			
		流入水量 計	m ³	流入水濃度	mg/ℓ
	事故の発生原因	自然災害・施設の老朽化・操作ミス・その他 ()			
	応急措置の内容				
備 考					

※下水道への流入経路等必要に応じて図面等を添付すること。

注意：事故が発生した場合には、上記の内容全てについて把握できていない時点でも、速やかに通報してください。

9 罰則一覧表

事業場に関するもの

違反行為	下水道法条文	罰則の内容
法第12条の5（計画変更命令等）違反 特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理方法に関する計画の変更命令，又は特定施設の設置に関する計画の廃止命令に違反した場合 法第37条の2（改善命令等）違反 特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理方法の改善命令，又は特定施設の使用若しくは下水の排除の停止命令に違反した場合 法第38条第1項（監督処分等）違反 監督処分による命令に違反した場合	第45条	1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 両罰規定*あり
法第12条の2第1項又は第5項（特定事業場からの下水の排除の制限）違反 特定事業場から，排除基準に適合しない下水を排除した場合 法第12条の9第2項（事故時の措置命令）違反 事故時の措置命令に違反した場合	第46条	6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金 排除の制限違反が過失の場合は，3月以下の禁錮 又は20万円以下の罰金 両罰規定*あり
法第12条の3第1項（特定施設の設置の届出）違反 法第12条の4（特定施設の構造等の変更の届出）違反 特定施設の設置の届出，又は特定施設の構造等の変更の届出をしない，又はこれらについて虚偽の届出をした場合	第47条の2	3月以下の懲役 又は20万円以下の罰金 両罰規定*あり
法第11条の2（使用の開始等の届出）違反 特定施設設置者等が公共下水道の使用開始等の届出をしない，又は虚偽の届出をした場合 法第12条の3第2項又は第3項（特定施設の使用の届出）違反 新たに特定施設となった際に，特定施設の使用の届出をしない，又は虚偽の届出をした場合 特定施設設置者が新たに公共下水道を使用することとなったときに特定施設の使用の届出をしない，又は虚偽の届出をした場合 法第12条の6第1項（実施の制限）違反 特定施設の設置又は構造の変更等の実施の制限に違反した場合 法第12条の12（水質の測定義務等）違反 下水の水質を測定し，その結果を記録しないとき，又は虚偽の記録をした場合 法第13条第1項（排水設備等の検査）違反 特定施設等の検査を拒み，妨げ，又は忌避した場合 法第39条の2（報告の徴収）違反 事業場等の状況，除害施設又は下水の水質に関し報告の徴収に応じない，又は虚偽の報告をした場合	第49条	20万円以下の罰金 両罰規定*あり
法第12条の7（氏名の変更等の届出）違反 特定施設の設置等の届出における氏名等の変更の届出をしない，又は虚偽の届出をした場合 特定施設の使用廃止の届出をしない，又は虚偽の届出をした場合 法第12条の8第3項（承継の届出）違反 特定施設の承継の届出をしない，又は虚偽の届出をした場合	第51条	10万円以下の過料

※ 両罰規定とは，行為者を罰するほか，法人又は人に対しても，各本条の罰金刑を科することをいいます。

下水道一般

第18条	公共下水道の施設を損傷し工事が生じた場合	工事費用の全部又は一部
第44条	公共（流域）下水道を損壊し，その他公共（流域）下水道の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した場合	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

この他条例の罰則もあります。例：不正な排水設備工事，虚偽の書類提出，除害施設設置基準違反など。

10 お問い合わせ先



仙台市建設局下水道経営部業務課水質管理センター

〒982-0261 仙台市青葉区折立三丁目20-2 (広瀬川浄化センター管理棟2階)

TEL : 022 (226) 5432 FAX : 022 (226) 5433

窓口時間 : 8 : 30 ~ 17 : 00 (土日, 祝日, 12/29~1/3除く)

交通案内 : 市営バス 仙台駅前14番のりば 下記系統番号 乗車

【840】作並温泉 【843・X840】白沢車庫 【844・845】定義

【850】みやぎ台・大國神社 【855・856】赤坂・畑前北 【860・861】折立・西花苑

折立バス停下車 徒歩6分

再生紙使用

本冊子はリサイクルできます。集団資源回収などを活用しましょう。